

不妊・不育治療費助成のご案内

舞鶴市では、不妊・不育治療を受けておられるご夫婦の経済的負担を軽減するため、治療費などの助成事業を実施しています。

助成内容

いずれも医療機関の指定はありません。



① 医療保険適用となる不妊治療

おひとりにつき、保険診療の自己負担額の2分の1の金額を助成
(1年間に6万円が上限)

② 人工授精

医療費の2分の1の金額を助成(1年間に10万円が上限)

※①②両方の助成を受ける場合、助成の合計額は1年間に10万円が上限になります。

③ 医療保険適用となる不育治療

保険診療の自己負担額の2分の1の金額を助成(1回の妊娠につき10万円が上限)

④ 医療保険適用外の不育治療

費用の2分の1の金額を助成(1年間に20万円が上限)

※保険診療外の検査、注射、投薬などを対象とします。

※入院費、食事代は除きます。

※4月1日から翌年3月31日までを1年間とします。

申請条件

- 治療を受けた日に舞鶴市に住民登録があること。
- 1年以上前から京都府内に居住していること。
- 申請期限は、治療日の翌日から1年以内。
- 法律上の夫婦であること。(事実婚関係にある男女を含みます)



申請方法

- 申請書と医療機関の証明書を提出してください。
- ④は、領収書の添付も必要です。
(領収書の返却を希望される場合はお申し出ください。)



お問い合わせ お手続きは・・・

舞鶴市役所保険医療課

0773-66-1075 (〒625-8555)

舞鶴市北吸1044番地)

舞鶴市役所西支所保健福祉係

0773-77-2253 (〒624-0853)

舞鶴市南田辺1番地)